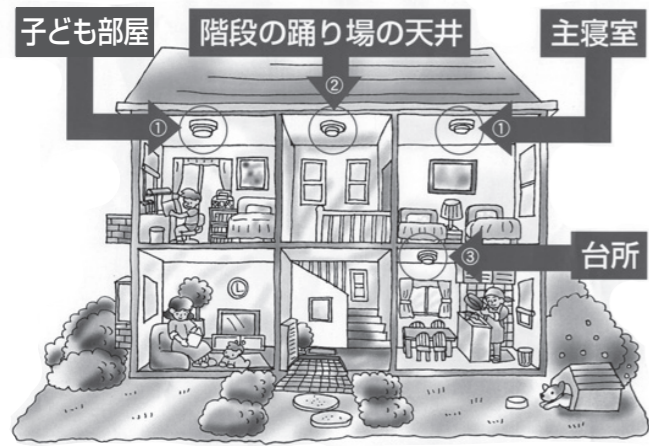


住警器を設置する場所

住警器の設置の対象は、住宅として使用されている全ての建物です。

1戸建ての住宅や併用住宅の住宅部分、マンションやアパートなどの共同住宅の住宅部分が対象です（マンションやアパートなどで、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は除きます）。



設置の義務（条例によって煙式の住警器を設置しなければならない場所）

① 普段、寝室に使用している部屋の天井または壁（ただし、来客が時々就寝するような客間などは除きます）

② 寝室が2階以上にある場合は、階段の踊り場の天井または壁

設置の努力（安心・安全のため、設置をおすすめする場所）

③ 「台所」は、火災予防上の観点から、住警器を設置することが望まれます。

▶ 住警器の点検



設置義務化から10年 住宅用火災警報器

特集

住宅用火災警報器（以下、「住警器」）の設置が義務化されてから、今年で10年になります。

住警器は、私たちの命や財産を守るために重要な役割を果たします。既に設置している人も、まだ設置していない人も、住警器について考えていきましょう。

問い合わせ先 消防本部予防課 ☎ 22-0332、FAX 22-9427



住宅用火災警報器（住警器）とは



火災発生時の煙や熱を感知して、警報ブザーや音声などで知らせる機器です。

住警器には「煙式」（煙が出た段階で警報音が鳴るもの）と「熱式」（炎が上がってから警報音が鳴るもの）があります。

ありますが、火災の発生をいち早く知るためには、煙式が有効です。

住警器は設置後10年経つと、センサーや電子回路などの部品の劣化などで火災を感知しなくなる

ことがあります。たとえ電池が切れていなくても、故障している住警器を使用していると、火災が発生した場合に正常に作動せず、火災の発見が遅れ、大切な家族の命や財産を失う可能性があります。設置後10年を目安に、住警器の本体を交換しましょう。

住宅用火災警報器交換のすすめ

10年たったら、とりカエル。



▲（財）日本火災報知工業会キャラクター「とりカエル」

■ 建物火災による死者

平成27年中に消防本部管内で発生した火災のうち、建物火災が20件で全体の約半数を占めています。全国では建物火災は減少していますが、依然として年間約1,000人を超える人が建物火災で亡くなっています。

また、平成26年度の統計では、建物火災による死者の約70パーセントを65歳以上の高齢者が占めており、被害者の高齢化が進むことが予想されることから、高齢者世帯に住警器を設置することが重要です。



■ 住警器が救う あなたの命と財産

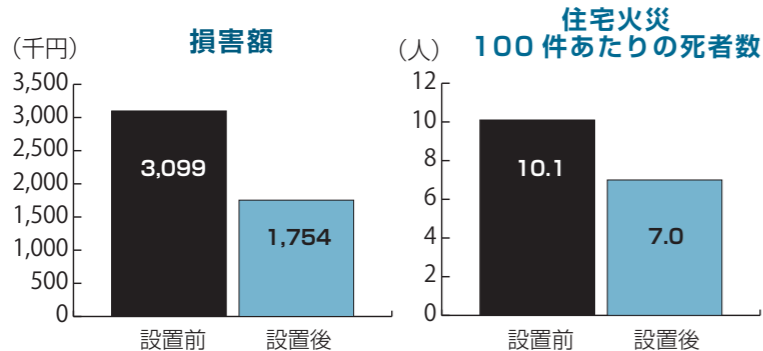
平成18年から新築住宅への住警器の設置が全国的に義務付けられ、市ではその5年後に、全ての住宅に住警器の設置を義務付けしました。しかし、市内ではまだ約20パーセントの住宅に住警器が設置されていません。総務省消防庁の調査では、住警器を設置している住宅では、死亡の発生件数は3分の2に、火災による平均損害額は約半分に減少したと報告されています（下図参照）。

日常の点検方法

住警器本体の「押しボタン」を押す、または本体から下がっているひもを引き、音や音声があれば異常はありません。作動確認は月に1回程度行ってください。

また、住警器の感知部分（煙や熱を感知する部分）にホコリなどの汚れが付くと、煙や熱を感知しにくくなります。1年に1回程度、よく絞った布などで汚れを拭き取ってください。

住警器が正常に機能するために、日頃から作動確認と手入れをしましょう。



出典：総務省消防庁統計データ（平成24年～同26年）